

京都市公共基準点管理要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、本市が設置した京都市公共基準点（以下「基準点」という。）の維持管理及び取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この要綱において基準点とは、測量法（昭和24年法律第188号）及び京都市公共測量作業規程（京都市公共測量作業規程変更承認平成20年6月13日国土交通省国土地第180号、以下「作業規程」という。）に基づき設置した永久標識及び測量成果をいう。

2 基準点の永久標識の構造は、「京都市公共基準点の移転及び原状回復の基準」（参考資料2）に定められたものとする。

(管 理)

第3条 市長は、基準点の維持管理を適正に行うために、常に基準点の状況把握及び精度の維持を行うとともに、必要に応じて成果品等（別表第1）及び関係書類（第1号様式～第8号様式）の点検整備を行うものとする。

2 市長は、基準点の管理を適正に行うために、次に掲げる書類を整備するものとする。

- | | |
|-------------------------|---------|
| (1) 京都市公共基準点使用・維持管理簿 | (第1号様式) |
| (2) 京都市公共基準点付近での工事施行届出簿 | (第2号様式) |
| (3) 京都市公共基準点移設承認簿 | (第3号様式) |

3 前2項に関する事務及び統括管理は、土木管理部道路明示課（以下「担当課」という。）が行うものとする。

担当課及び各土木事務所は、別表第2に定めるとおり、基準点の管理等を行うものとする。

(基準点の使用)

第4条 基準点を使用して測量作業を実施しようとする者は、測量法第26条に基づき、市長に「京都市公共基準点使用承認申請書」(第4-1号様式)を提出し、市長の承認を受けなければならない。

2 前項の承認は、次の各号を目的とする場合にのみ受けることができる。

(1) 公共測量

(2) 公共測量以外の国及び地方公共団体が行う測量

(3) 不動産登記規則第77条第1項第7号に基づく地積測量図の作成のための測量

(4) その他特に市長が必要と認めた場合

3 申請者は、測量士、土地家屋調査士のいずれかの資格を有する者その他特に市長が必要と認めた者とする。

4 市長は、基準点の使用に関し、維持管理上必要な条件を付することができる。

5 市長は、第1項の規定による申請書の提出を受けた場合において、基準点の使用を承認するときは、速やかに申請者に「京都市公共基準点使用承認書」(第4-2号様式)により通知するものとする。

(異状の報告)

第5条 前条の規定により基準点の使用の承認を受けた者は、使用終了後速やかに「京都市公共基準点使用結果報告書」(第4-3号様式)及び「京都市公共基準点現況調査票」(第4-4号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により異状の報告を受けたときは、速やかに必要な対策を講じるものとする。

(工事施行の届出)

第6条 基準点付近での工事を施行しようとする者(以下「工事施行者」という。)は、事前に市長と協議し、基準点の管理に影響を与える恐れがあると認められる場合(別表第3)は、「京都市公共基準点付近での工事施行届出書」(第5号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による届出書の提出を受けたときは、速やかに工事施行者に「京都市公共基準点付近での工事施行回答書」(第5号様式)により通知する

ものとする。

3 工事施行者は、前項の規定による回答書の指示に従わなければならない。

4 工事施行者は、第8条の規定による基準点の移設の申請を行い、既に承認を受けているときは、届出を省くことができる。

(効用の確認)

第7条 工事施行者は、前条第1項の規定による届出を行った後、当該工事を施行するときは、工事着手前と完了後に当該基準点の測量を行い、基準点の管理に影響を及ぼさなかったかを「京都市公共基準点の移転及び原状回復の基準」により確認し、「京都市公共基準点効用確認報告書」(第6号様式)により報告しなければならない。

2 市長は、前項の規定による報告書の提出を受けたときは、「京都市公共基準点効用確認結果通知書」(第6号様式)により工事施行者に通知するものとする。

(基準点の移設)

第8条 工事施行者は、第6条に規定する基準点の管理に影響を与える恐れがあると認められる工事等により基準点を移設する必要があるときは、測量法に基づき、「京都市公共基準点移設承認申請書」(第7号様式)により、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書の提出を受けたときは、速やかに「京都市公共基準点移設承認書」(第7号様式)により通知するものとする。

3 基準点を設置している土地及び建物の所有者及び管理者は、自らの都合により、基準点を移設する必要があるときは、速やかに市長に報告するものとする。

(機能回復)

第9条 工事施行者又は工事施行者以外の者が、第6条及び前条に定める工事又は故意過失により基準点を破損滅失したときは、「京都市公共基準点の移転及び原状回復の基準」に基づき基準点を現状に回復し機能させなければならない。

2 前項の規定により基準点の機能回復を完了したときは、速やかに「京都市公共基準点移設完了届」(第8号様式)を提出しなければならない。

(費用負担)

第10条 工事施行者は、第7条に規定する効用の確認に要する費用を負担しなければならない。

2 工事施行者又は工事施行者以外の者は、前条に規定する機能回復に要する費用を負担しなければならない。

3 市長は、第8条第3項に規定する基準点の移設費用を負担するものとする。

(測量作業者の選定)

第11条 第7条及び第9条に規定する基準点の測量作業を行う者は、京都市指名競争入札参加有資格者名簿（測量・設計）に登録されている者及びそれに準ずる者であって、測量しまたは測量士補の資格を持つ者に施行させなければならない。

(基準点の引継ぎ)

第12条 市長は、新設の基準点で、次の各号の条件を満たすものは、その管理保全を引継ぐものとする。

- (1) 測量法第36条の規定による「公共測量実施計画書」（参考資料1）を、国土交通省国土地理院に提出し、その承認を受けたもの
- (2) 市長と協議したもの

(規定の準用)

第13条 第4条から前条までの規定は本市所管事業に準用する。この場合において、第4条から前条までの規定中の「市長」を「担当課」に、第4号様式から第8号様式までの規定中の「京都市長」を「建設局土木管理部道路明示課長」にそれぞれ読替えるものとする。

(その他)

第14条 この要綱の施行に関し必要な事項は、建設局長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成10年 9 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 昭和59年 5 月28日付け建設局長決裁、京都市建設局測量標管理要綱及び同施行細則は、平成10年 8 月31日をもって廃止する。
- 3 京都市公共測量作業規定（昭和59年 2 月14日建設省国地発第442号承認）は、平成10年 3 月20日をもって廃止する。
- 4 京都市公共測量作業規定（平成 8 年 5 月21日建設省国地発第345号承認）は、平成14年 6 月18日をもって廃止する。
- 5 京都市公共測量作業規定（平成14年 6 月18日国土交通省国地発第348号承認）は、平成20年 6 月13日をもって廃止する。

附 則

(施行期日)

- 6 この要綱は、平成17年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 7 この要綱は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 8 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 9 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

第1号様式

京都市公共基準点使用・維持管理簿

[illegible]

第2号様式

京都市公共基準点付近での工事施工届出簿

受付 番号	申 請 日	申 請 者 名 称 TEL 氏 名	工 事 場 所	現 地 確 認 日	備 考 (基準点番号)
	承 認 期 間 (工 事 期 間)	測 量 業 者 名 称 TEL 氏 名		報 告 年 月 日	
	年 月 日			第 号	
	~ 年 月 日			年 月 日	No.
	年 月 日			第 号	
	~ 年 月 日			年 月 日	No.
	年 月 日			第 号	
	~ 年 月 日			年 月 日	No.
	年 月 日			第 号	
	~ 年 月 日			年 月 日	No.
	年 月 日			第 号	
	~ 年 月 日			年 月 日	No.

第3号様式

京 都 市 公 共 基 準 点 移 設 承 認 簿

受付 番号	申 請 日	申 請 者 名 称 TEL 氏 名	工 事 場 所	承 認 番 号	現 地 確 認 日	備 考 (基準点番号)
	承 認 期 間 (工 事 期 間)	測 量 業 者 名 称 TEL 氏 名		承 認 年 月 日	完 了 届 日	
	年 月 日			第 号	年 月 日	No.
	~ 年 月 日			年 月 日	年 月 日	
	年 月 日			第 号	年 月 日	No.
	~ 年 月 日			年 月 日	年 月 日	
	年 月 日			第 号	年 月 日	No.
	~ 年 月 日			年 月 日	年 月 日	
	年 月 日			第 号	年 月 日	No.
	~ 年 月 日			年 月 日	年 月 日	
	年 月 日			第 号	年 月 日	No.
	~ 年 月 日			年 月 日	年 月 日	

第4号様式の1

京都市公共基準点使用承認申請書

(あて先) 京 都 市 長	年 月 日
申請者の住所・氏名（法人にあっては主たる事務所の所在地・名称・代表者名） 住所 名称 氏名 (電話 — —)	申請者の有する資格 担当者名 測量士・土地家屋調査士 その他 ()
施行者の住所・氏名（法人にあっては主たる事務所の所在地・名称・代表者名） 住所 名称 氏名 (電話 — —)	施行者の有する資格 担当者名 土地家屋調査士 第 号 測量士・補 第 号

京都市公共基準点管理要綱第4条の規定に基づき下記のとおり京都市公共基準点使用の承認を申請します。	
使用する 基準点番号	
	(点)
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで
使用目的	

京都市公共基準点使用承認書

建 土 明 第 号

年 月 日

申 請 者 様

京 都 市 長

(公 印 省 略)

〔 担当 建設局土木管理部道路明示課
2 2 2 - 3 5 7 2 〕

年 月 日付けで申請のありました京都市公共基準点の使用については、次のとおり承認します。

使用承認する 基準点番号	申請書のとおり
	(点)
使 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
使 用 目 的	申請書のとおり
備 考	使用に当たっては裏面記載の使用条件を遵守し、使用終了後速やかに 「京都市公共基準点使用結果報告書」(第4号様式の3)及び「京都市公共基準点現況調査票」(第4号様式の4)を提出すること。

使 用 条 件

1. 屋上点使用についての使用条件

- ① 屋上点の使用に当たっては、事前に基準点管理者（担当課）を通して建物の所有者又は管理者へ連絡し、その承諾を得てから使用すること。
- ② 日の出前及び日没後においては、担当課及び建物の所有者等関係人の承諾があった場合を除き使用してはならない。
- ③ 防水加工の施されている箇所へ測量機器を設置する場合は、必ず脚先に「台」等を置き防水加工面を損傷しないよう十分注意すること。
- ④ 建物などでは禁煙を厳守し、ゴミ等で汚さないこと。
- ⑤ 建物では指定された履物を使用し、作業靴等での立入りはしないこと。
- ⑥ 屋上への昇降及び高所での作業は、事故を未然に防ぐよう安全管理を十分行うこと。
- ⑦ 基準点使用の際基準点等を損傷した場合は、速やかに担当課に連絡し、その指示に従い施行者の責任において機能回復すること。

2. 地上点・地下埋標点使用についての使用条件

- ① 路上での作業については安全柵等を設置し、安全対策を十分に行うこと。
- ② 地下埋標点の使用に際しては、蓋の開閉及びコンクリート柱・金属鉋・保護石等の取扱いには十分注意すると共に、その周辺を汚さぬようにすること。基準点を離れる場合は蓋を閉じること。
- ③ 基準点使用の際基準点等を損傷した場合は、速やかに担当課に連絡し、その指示に従い施行者の責任において機能回復すること。

3. 京都市公共基準点使用承認書の携行

京都市公共基準点の使用時においては、「京都市公共基準点使用承認書」（第4号様式の2）を必ず携行すること。

4. 使用承認の取消し

上記条件を遵守しない場合は、使用承認を取消すことがある。

5. 疑義の協議

京都市公共基準点の使用に関し疑義等がある場合は、担当課と協議すること。

6. その他

工作物等を損失した場合は、申請者の責任において補償しなくてはならない。

7. 使用後提出書類

使用終了後速やかに「京都市公共基準点使用結果報告書」（第4号様式の3）及び「京都市公共基準点現況調査票」（第4号様式の4）を提出すること。

京都市公共基準点使用結果報告書

年 月 日

(あて先) 京 都 市 長

申 請 者

下記のとおり京都市公共基準点使用結果を報告します。

受付番号			
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで		
施 行 者	名 称		
	担当者	測 量 士 土地家屋調査士	号 号
使用結果報告 (別紙でもかまいません。)			
.....			
.....			
.....			
.....			
.....			
.....			
.....			
.....			
.....			

京都市公共基準点現況調査票

等級	1 2 級 3	観測点	NO.	埋標 形式	1. 屋上 2. 地上 3. 地下	調査年月日 調 査 者	年 月 日
設置位置の確認 (点の記の記載と照合)				地下BOX埋設状況			
				BOXの沈下	鎖の切断	蓋のがたつき	
1. 正常 2. 移設 3. 亡失 4. その他				1. 有 2. 無	1. 有 2. 無	1. 有 2. 無	
近接工事の有無				埋設状況			
				柱石の異状	金属標の傷	補修の必要	
1. 有 () 工事 2. 無				1. 有 2. 無	1. 有 2. 無	1. 有 2. 無	
備考							

等級	1 2 級 3	観測点	NO.	埋標 形式	1. 屋上 2. 地上 3. 地下	調査年月日 調 査 者	年 月 日
設置位置の確認 (点の記の記載と照合)				地下BOX埋設状況			
				BOXの沈下	鎖の切断	蓋のがたつき	
1. 正常 2. 移設 3. 亡失 4. その他				1. 有 2. 無	1. 有 2. 無	1. 有 2. 無	
近接工事の有無				埋設状況			
				柱石の異状	金属標の傷	補修の必要	
1. 有 () 工事 2. 無				1. 有 2. 無	1. 有 2. 無	1. 有 2. 無	
備考							

受付日	年 月 日	受付番号	
-----	-------	------	--

京都市公共基準点付近での工事施行届出書

(あて先) 京 都 市 長

年 月 日

届出者

京都市公共基準点付近における
工事施行について届出ます。

住 所

名 称

氏 名

担当者

Tel () -

工 事 件 名					
工 事 場 所					
工 事 期 間	年 月 日 から		年 月 日まで		
基 準 点 番 号					
施 行 業 者	名 称			Tel	
	担当者名				
測 量 業 者	名 称			Tel	
	担当者名		測量士	測量士補	第 一 号
使用測量機器	等 級		名 称		
添 付 図 面	位置図・平面図・構造図・横断面図・測量機器検定書写し・その他				

建土明第 号

年 月 日

京都市公共基準点付近での工事施行回答書

京都市公共基準点の付近における工事施行については（以下・別紙）に従い施行すること。

指 示 事 項	1 基準点等に何らかの異状が生じた場合は、速やかに連絡すること。				
	2 届出書の記載事項に変更が生じた場合は、速やかに連絡すること。				
	3 工事が竣工した時は、速やかに本市が指定する方法で効用確認測量を行うこと。				
	4 その他、関係法令等を遵守すること。				
京都市建設局土木管理部道路明示課			担当		
Tel 075-222-3572			Fax 075-213-0174		

京都市長

印

第6号様式

受付日	年 月 日	受付番号	
-----	-------	------	--

京都市公共基準点効用確認報告書

(あて先) 京 都 市 長

年 月 日

届出者

京都市公共基準点の効用確認のため 住 所
 測量を実施しましたので報告します。 名 称

氏 名

担当者

TEL () -

工 事 件 名					
工 事 場 所					
工 事 期 間	年 月 日 から 年 月 日まで				
基 準 点 番 号					
施 行 業 者	名 称		TEL		
	担当者名				
測 量 業 者	名 称		TEL		
	担当者名		測量士	測量士補	第 一 号
添 付 書 類	観測図・観測手簿・その他				

建土明第 号

年 月 日

京都市公共基準点効用確認結果通知書

上記工事に伴う測量結果を確認したので通知します。

通 知 事 項	1 京都市公共基準点の管理に影響が認められない。 2 京都市公共基準点の管理に影響が認められるので、京都市公共基準点管理要綱第9条に従い機能回復を行うこと。
備 考	

京都市建設局土木管理部道路明示課

担当

Tel 075-222-3572 Fax 075-213-0174

京都市長

印

測量結果表

測量年月日		工 事 前		年 月 日		工 事 後		年 月 日	
観 測 図									
注) 1 工事前（黒）と工事後（赤）を色別して記入すること。 2 観測手簿を添付すること。 年 月 日 検査員 職 氏 名 印									

第7号様式

受付日	年 月 日	受付番号	
-----	-------	------	--

京都市公共基準点移設承認申請書

(あて先)京 都 市 長

年 月 日

申請者

下記のとおり京都市公共基準点 住 所

移設の承認を申請します。 名 称

氏 名

担当者

Tel () -

申 請 理 由				
工 事 件 名				
工 事 場 所				
工 事 期 間	年 月 日 から 年 月 日まで			
基 準 点 番 号				
施 行 業 者	名 称		Tel	
	担当者名			
測 量 業 者	名 称		Tel	
	担当者名		測量士 測量士補 第 一 号	
使用測量機器	等 級		名 称	
添 付 図 面	位置図・平面図・構造図・横断面図・測量機器検定書写し・その他			

建土明第 号

年 月 日

京都市公共基準点移設承認書

申請のとおりに承認します。ただし、（以下・別紙）の条件に従うこと。

承認条件	1	機能回復の完了期限は、 年 月 日までとする。
	2	移設先は本市の指示する場所とする。
	3	京都市公共基準点管理要綱の規定に遵守すること。
	4	申請書の記載事項に変更が生じた場合は、速やかに連絡すること。
	5	疑義の生じた場合には本市と協議し、その指示の従うこと。
	6	成果検定を受けること。
	7	その他、関係法令等を遵守すること。

京都市建設局土木管理部道路明示課	担 当	
Tel 075-222-3572 Fax 075-213-0174		

第8号様式

受付日	年 月 日	受付番号	
-----	-------	------	--

京 都 市 公 共 基 準 点 移 設 完 了 届

年 月 日

(あて先) 京 都 市 長

届 出 者

下記のとおり京都市公共基準点の
移設が完了しましたので届出ます。

住 所

名 称

氏 名

担当者

TEL () -

承 認 番 号	建土明第	号	承認年月日	年 月 日
工 事 件 名				
工 事 場 所				
工 事 期 間	年 月 日 から 年 月 日まで			
基 準 点 番 号				
施 行 業 者	名 称			
	担当者名		TEL	
測 量 業 者	名 称			
	担当者名		TEL	
	測量士 第 号 測量士補 第 号			
使用測量機器	等 級		名 称	
添 付 成 果 品	観測手簿・計算簿・成果表・点の記・精度管理表・検定書 埋標写真・その他 ()			